

## 令和5年度第2回瑞穂町総合教育会議 会議録

### 日 時

令和6年2月8日（木） 午前9時00分から午前10時5分まで

### 場 所

町民会館1階 第1会議室

### 出席者

杉浦町長

【教育委員会】 鳥海教育長、関谷教育長職務代理者、村上委員、中野委員、日野委員

【町長が出席を求めた者】 栗原副町長、大井企画部長、福島福祉部長、小峰教育部長

【事務局】 大澤学校教育課長、小林教育指導課長、栗原庶務係長、瀬沼庶務係主事

### 傍聴者

なし

開会 午前9時00分

### 1 開会

事務局（学校教育課長）

それでは定刻になりましたので会議を始めさせていただきますが、会議録作成にあたり、会議の内容を録音させていただきたいと存じますので、ご了承のほどお願いいたします。それではただ今より、令和5年度第2回瑞

穂町総合教育会議を開催します。はじめに、町長より会議の開催にあたり、ご挨拶をお願いします。

## 2 町長挨拶

町長

皆さん、おはようございます。

令和5年度第2回瑞穂町総合教育会議にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

日頃から、委員の皆様には、子どもたちの健全育成にご尽力いただき、感謝申し上げます。今後も、子どもたちの成長を見守ってくださるようお願い申し上げます。

季節性インフルエンザに感染した小・中学生が昨年の秋から出始め、学年閉鎖や学級閉鎖をした学校もありました。現在は落ち着いてきているように感じられますが、中学校では受験シーズンでもありますし、新型コロナウイルスの感染が再び全国で拡大していて、「第10波に入った」との指摘があります。引き続き、石鹸での手洗いやアルコール消毒、うがいの励行は必須です。教育委員会においても、児童・生徒、教職員及び保護者に対する注意喚起を続けてもらいたいと思います。

このような中ではありますが、年明けから大地震があり、「新年歩こう会」「新年賀詞交換会」「二十歳を祝う会」「駅伝競走大会」「みずほ小・中学生議会」と立て続けに事業が開催されました。特に「駅伝競走大会」はコロナ禍前と同様に開催し、雨天ではありましたが以前のような賑わいが戻り、うれしく思ったところです。

さて、本日の総合教育会議の議題は、その他を含め6件です。

まず、前回の会議で「瑞穂町の教育に関する大綱の重点施策の改定案の方向性について」として協議し、今回は改定案を示す「瑞穂町の教育に関する大綱の改定について」を協議していただきます。

続いて教育委員会部局からの報告案件で、「瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和6年度主要施策に

ついて」になります。

以降は、町部局から「瑞穂町障害者基幹相談支援センターの設置について」「瑞穂町保育所等における医療的ケア児保育支援事業について」「瑞穂町高齢者福祉センター改修について」を報告します。

その他、今回の地震に対する対応等について私から説明させていただきます。

これから各議題について、担当者に説明していただきますが、委員の皆様の忌憚のない、また、活発なご意見をお願いし、あいさついたします。

事務局（学校教育課長）

ありがとうございました。本会議の議事進行につきましては、瑞穂町総合教育会議要綱第4条第1項により、「会議の議長は町長が務める」となっていますので、これより町長に議事の進行をお願いいたします。町長よろしくをお願いいたします。

町長

それでは議長を務めさせていただきます。本日の会議は、要綱第6条の規定に基づき、非公開とする理由はありませんので会議を公開といたしますが、異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

### 3 議題

## (1) 瑞穂町の教育に関する大綱の改定について

町長

早速、議題に入ります。はじめに、議題（1）瑞穂町の教育に関する大綱の改定について、小峰教育部長から説明をお願いします。

教育部長

説明いたします。資料1をご覧ください。

大綱については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、策定することが定められています。対象とする期間は、特に法律に、定められていませんが、国や都の動向及び社会情勢等を踏まえ、3年から5年で見直しをすることとしています。現行の大綱は、令和3年2月に策定し、3年が経過いたしました。この期間において、目標を達成した施策、計画が進展した施策もありますので、時点修正が必要と考え、案を作成しました。

7枚おめくりいただき、右上に「見え消し版」と記載されている資料で説明いたします。1枚おめくりいただき、1ページ、策定にあたっての巻頭言になります。先ほどの改定理由等を追加し一部変更しています。

1枚おめくりいただき、2ページです。新たに5つの施策を掲げています。

- 1 特別支援教育のさらなる推進
- 1 地域学校協働本部事業の推進
- 1 体育館の新設に向けての調査・研究
- 1 読書活動のさらなる推進
- 1 教育施設の適切な維持管理

になります。

改定前、現行の5つの施策の変更理由ですが、1点目の、小・中学校における教育のICT化は、児童・生徒の学習用タブレットは整備済みで、ほぼ順調に運用されている状況です。

2点目の体育館の新設に向けての調査・研究は、多摩都市モノレールのNo.6駅におけるまちづくりの進捗と並行して地域体育施設を検討していきたいため、この施策の説明概要を変更したいと考えています。

3点目の図書館のスーパーリニューアル後の利活用は、令和4年3月にリニューアルオープンし、コンセプトに基づき順調に進捗していますので、教育委員会の取組と合わせ、ソフト面の推進を図りたいと考えています。

4点目の拡充された文化財保護施策を活用しての文化財保護は、「登録文化財制度」が順調に進捗し登録数が増加している状況です。

5点目の新型コロナウイルス感染症対策の徹底は、コロナが感染症法上5類相当に移行したこと、時限的な施策ということで、対策は徹底していきますが、重点施策からは削除したいと考えています。

つづきまして、5つの施策項目の概略になりますが、1枚おめくりいただき4ページをご覧ください。

1点目の特別支援教育のさらなる推進は、令和6年度から情緒固定の特別支援学級を第四小学校で開設すること、個別最適な教育をさらに推進することなどから重点施策にしたいと考えています。

2点目の地域学校協働本部事業の推進は、学校のコミュニティスクール化を進展させるため、重点施策として掲げたいと考えています。

3点目の体育館の新設に向けての調査・研究は、タイトルは変わりませんが、先ほど説明した通り、多摩都市モノレールNo.6駅周辺のまちづくり構想と併せて進め、一人ひとりの生活の中にスポーツが欠かせない存在となること、健康で元気な生活を送ること、このような「まち」になることを目指すため、引き続き重点施策にしたいと考えています。

4点目の読書活動のさらなる推進は、図書館主催の「調べる学習コンクール」が充実し、子どもから大人までが全国コンクールで優秀な成績を収めていること、学校での「学びのテーマパーク」における「ノートまとめコンクール」など、本による調べる学習をより一層活発化させていきたいと考えています。また、これまでの図書館機能をさらに発展させるとともに、生涯学習の観点から読書活動の推進を図り課題解決力・読書力を高めるために重点施策としたいと考えています。

5点目の教育施設の適切な維持管理は、現在、公共施設の適切なマネジメントを進めるため、企画政策課を事務局に公共施設個別施設計画策定に取り組んでいます。学校施設をはじめとした各種教育施設の適切な維持管理を進めるため、重点施策に掲げたいと考えています。

7ページ以降は、町の長期総合計画における大綱の位置づけと教育目標になります。こちらの変更はありません。以上で説明を終わります。

町長

ありがとうございました。以上で議題（1）の説明は終わりました。ただいまの説明等に関して、質問や意見などございましたら、発言をお願いします。

村上委員

体育館の新設に向けてということで、モノレールNo.6 駅についてお話がありましたが、モノレールについて理解を深めるために、子どもたちにモノレールの見学の機会を設けていただいていたありがとうございました。

町長

モノレールの見学についてはとても好評だったようです。また機会がありましたら子どもたちにモノレールへの理解を深めていただきたいと思います。と考えております。

他に質問等も無いようですので、議題（１）は、本日の協議を基に事務手続きを進め、「瑞穂町の教育に関する大綱」を改定いたします。

## **（２）瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和６年度主要施策について**

町長

次に議題（２）瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和６年度主要施策について、小峰教育部長から説明をお願いします。

教育部長

資料２に基づき、ご説明します。瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和６年度主要施策については、令和６年１月の第１回教育委員会定例会において、協議し、策定しました。

１枚おめくりください。「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」と表記されていますが、町の将来都市像、めざす教育、基本方針を示しています。このめざす教育（教育目標）を達成するために４つの基本方針を定めています。

２ページをご覧ください。１として瑞穂町教育委員会の教育目標を示しています。ここに示されている３つのめざす教育については、それぞれが連携していることを表しています。

３ページをご覧ください。２として瑞穂町教育委員会の基本方針を示しています。基本方針は、基本方針１から基本方針４までの４つに区分していますが、教育委員会ではこの方針に基づき、毎年、主要施策を決定してい

ます。ここでも、4つの基本方針がそれぞれ連携し合っていることを表しています。なお、教育目標、基本方針は令和5年度と内容に変更はありません。

4ページをお開きください。3、瑞穂町教育委員会の基本方針と令和6年度主要施策です。このページから施策の具体的な内容となりますが、令和6年度の主要施策は、先程3ページでお示した4つの基本方針により区分し、表記しています。ここでは、基本方針を実現するための方向性を踏まえ、この方向性を実現するための主要な施策・事業を、主要施策に落とし込み、作成しています。

それでは、基本方針ごとの主要施策について、説明します。施策末尾の「二重かっこ」内は、事業を所管する部署を表しています。令和5年度に比べて大きな変更点はありません、令和6年度に新たに追記した部分についてご説明します。

基本方針1人権尊重と社会貢献の精神の育成に関する施策ですが、1-1-(1)から1-2-(3)までの9つとなります。令和5年度との変更点はありません。

基本方針2確かな学力の育成と個性と創造力の伸長に関する施策ですが、ここでの変更点は1か所、2-3-(2)特別支援教育の推進についてです。大綱の改定の際にも、ご説明しましたが、令和6年度に瑞穂第四小学校に、自閉症・情緒障害学級（固定学級）を開設し、個々の発達障害の程度に応じた教育の内容・方法を充実させ、適切な就学のより一層の充実を図ることから、そのことを追記しました。

施策数は令和5年度と同様に9つとなります。

基本方針3安全な学校と信頼される教育の確立に関する施策ですが、ここでの変更点は1か所です。3-1-(1)、児童・生徒の学習・運動効率の向上に向けて、授業・部活動に集中できる快適な環境を整備するため、小・中学校の体育館に空調設備を設置します。令和6年度はそのための設計を行い、安全・安心面に加え、「授業に集中できる快適な学習環境」を確保できることから、「安全・安心」の後に「かつ快適」という文言を追記しました。



主要施策数は、令和5年度と同様に14となります。

6ページになります。基本方針4 生涯学習の推進と施設・環境の整備に関する施策ですが、ここでの変更点は3か所です。

4-1-(5)では、中央体育館に空調設備を設置することで、スポーツの環境向上と、併せて災害時の指定避難所になっているため、避難者への避難環境の向上を図ることから、そのことを追記しました。

4-2-(1)、第三次子ども読書活動推進計画については、令和6年度が第三次から第四次に見直しを行う時期であることから計画の数字を「三」から「四」に、最後の「推進」を「策定」に変更しています。

4-2-(3)については、登録文化財制度は創設から5年が経過し、直近の課題であった「祭り」関係の文化財の登録がある程度整理ができたことから、かっこ書きで載っていた「登録文化財制度の推進」という記述を削除しました。令和6年度は、文化財保護の普及・啓発の中で、指定文化財と共に扱っていきます。

主要施策数は、令和5年度と同様に10となります。

なお、最初にも申し上げましたが、本議題については、第1回教育委員会定例会において、教育委員の皆様にご協議頂きましたが、ご意見、ご質問はなく、(案)として事務局がお示しした教育目標・基本方針をお認め頂いています。以上、説明とさせていただきます。

町長

ありがとうございました。以上で、議題(2)の説明は終わりました。ただいまの説明等に関して、質問やご意見等ございましたら、発言をお願いします。

質問等も無いようですので、議題(5)は、この程度とします。

**(3) 瑞穂町障害者基幹相談支援センターの設置について、(4) 瑞穂町保育所等における医療的ケア児保育支援事業について、(5) 瑞穂町高齢者福祉センター改修について**

町長

次に議題(3) 瑞穂町障害者基幹相談支援センターの設置について、議題(4) 瑞穂町保育所等における医療的ケア児保育支援事業について、及び議題(5) 瑞穂町高齢者福祉センター改修についてですが、新しい福祉事業であるため一連の議題としたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、議題(3) から議題(5) について、大井企画部長から説明をお願いします。

企画部長

説明します。資料3をご覧ください。

1 件目は、瑞穂町障害者基幹相談支援センターの設置についてです。

1 目的は、地域の障がい者の相談支援の拠点として基幹型相談支援センターを設置し、専門職が様々な相談を総合的に受け、課題を整理し、関係機関と調整を行いながら適切な支援につなげるための体制整備です。

2 概要です。福祉部福祉課が担当し、令和6年度内設置を予定します。事業は、委託形式によって実施予定です。

3 その他です。障害者総合支援法の地域生活支援事業として、財源は、国及び都の補助金を活用する予定です。

2 件目は、瑞穂町保育所等における医療的ケア児保育支援事業についてです。

1 目的は、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいを持った児童、以下「医療的ケア児」と申し

ます。が、保育所等の利用を希望する場合に、受入が可能となるよう、保育所等の体制整備を支援し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。

2 概要です。福祉部 子育て応援課が担当します。対象施設は、医療的ケア児を保育するための看護師等を配置する認可保育所、保育所型認定こども園、小規模保育事業所です。事業内容として、看護師等を配置する経費の一部を補助します。補助金額は、施設1カ所にあたり、看護師配置に540万円で、看護師以外で一定の条件を満たす保育士等は、495万円です。財源は、国1/2、都1/4、町が1/4の負担です。

3 その他です。令和5年度中に事業を開始予定です。

3 件目は、瑞穂町高齢者福祉センター改修についてです。

1 目的は、施設の老朽化に伴い、大規模改修を開始しています。改修後は隣接する第五小学校の学童保育クラブを新たに1階部分に移設し、子どもから高齢者まで誰もが利用できる多世代交流施設に改修します。

2 概要です。福祉部 高齢者福祉課が担当します。令和7年度4月にオープン予定です。

3 その他として、2月17日（土）に住民参加型のワークショップを開催予定です。

恐れ入りますが、資料をおめくりいただき、添付資料1をご覧ください。建物内の概要を説明します。図面の方位は、下側の右にある方位表示のとおりですが、以後の説明では上下左右などで表現させていただきます。この図は、1階の平面図です。右下の色で示したように、水色が多世代交流エリア、緑色が学童保育クラブエリア、黄色が共用部です。黄色の共用部分では、右上の事務室から下に、エントランスホール、機械室、ポンプ室、授乳室、誰でもトイレ、男女別トイレを設置します。緑色の学童保育クラブエリアでは、左下から右に学童保育室、事務コーナー、静養室、学童玄関を配置し、学童廊下を通り、図のほぼ中央部分には学童用男女トイレを配置します。水色の多世代交流エリアには、パブリックスペースを設けます。天井は吹き抜けとなるため、壁のない大空間となります。左上では、現在ある厨房、右へ向かって新設する創作ルーム、ダンススタジオ、音楽スタジオ

1、2では、それぞれ明り取りの小窓が付いたドアで室内の様子が伺えるよう配置します。創作ルームは、マシン等を利用し裁縫等が行える部屋を予定します。ダンススタジオの壁には、鏡と手すりを設置します。また、図の中央部には、くつろぎのスペースとして、置(おき)畳(だたみ)を配置した大・小二つの小上がりを設置します。

次に、添付資料2をご覧ください。2階の平面図です。右下の色で示したように、水色が多世代交流エリア、オレンジ色が高齢者福祉センターエリア、黄色が共用部です。黄色の共用部、上の職員休憩室兼備蓄倉庫には、災害時に必要な物資を収納できるスペースを確保します。水色の多世代交流エリアでは、会議室と、多目的室1を設置します。オレンジ色の高齢者福祉センターエリアには、高齢者の生きがいつくりや、趣味活動などで利用できるよう下の部分ですが、多目的室等を配置します。多目的室2と3は、災害時には、福祉避難所としての利用を想定していますので、停電時にも約3日間空調設備を使用することが可能です。ラウンジはオープンスペースとして、デイサービスコーナーは、健康体操などを行えます。

添付資料3をご覧ください。全体を南側から見た完成イメージ図です。建物の南側、図の下側には、「アグリヒーリング」の観点から、傾斜を活かしただんだん畑を整備します。

12月の議会定例会で、工事契約の議案として議決を受けました。契約金額は、7億1390万円です。防衛省と東京都の補助金を活用します。工期は、令和7年1月末までです。以上で説明を終わります。

町長

ありがとうございました。続いて議題(6)その他の報告をお願いします。

## (6) その他

事務局(学校教育課長)

2件報告事項がございます。1件目は、児童相談所の新設及び保健所機能の強化、2件目は、特別支援教育について、になります。

町長

児童相談所の新設及び保健所機能の強化について、大井企画部長から説明をお願いします。

企画部長

1件目は、「多摩地域児童相談所の再編」についてです。現在、東京都では多摩地域の児童相談所の管轄人口や自治体数を適正化するための再編を進めています。新たに3か所の児童相談所を設置予定で、このうち「仮称 西多摩児童相談所」が瑞穂町を含む西多摩8市町村を管轄します。この「仮称 西多摩児童相談所」について、先月末に「設置場所は福生市熊川」「開設予定は令和13年度」と公表されました。

2件目は、「保健所の体制・機能強化」についてです。今般の新型コロナウイルス感染症対応を受けて設置された「感染症対応を踏まえた保健所のあり方検討会」の報告書を踏まえ、今後の都保健所機能の体制・強化策が先月26日に公表されました。その中で市町村等関係機関との連携強化策として、令和6年度、保健所の組織に「市町村連携課」を新たに設置し、管理職のほか、管轄内市町村を担当する職員を各1名配置する方針が示されました。担当職員を配置することで、健康危機発生時に、市町村からの相談対応及び調整を行うワンストップ窓口やリエゾンとしての機能強化を図るということです。以上です。

町長

ありがとうございます。ただいま連絡機能を強化というお話がありましたが、市町村がまとまらなければなり

ません。保健所を中心とした会議はありますが、首長同士の連携については西多摩広域行政圏のなかでも取り組んでいく予定です。

続きまして、特別支援教育について、小峰教育部長から説明をお願いします。

## 教育部長

先ほどの、議題でも触れましたが、自閉症・情緒障がい特別支援学級の開設に向けての進捗状況について説明します。資料はございません、口頭での報告となります。

学級の通称名は「ひかり学級」です。将来に向かって光り輝く子どもの育成という意味を込められており、第四小学校の校歌にも含まれています。

教室は、子どもたちが落ち着いて学習できる環境に配慮し、瑞穂第四小学校の3階の空き教室の2部屋に決定しました。

児童数は、就学支援委員会において、ひかり学級が適切であると判定された10名です。内訳は、3年生以上を対象とし、3年生4名、4年生1名、5年生4名、6年生1名の予定となっています。8名で1学級となりますので、現在2学級開設予定です。対象を3年生以上にした理由といたしましては、最終的には中学校で通常の学級に戻ることを目指す学級ですので、小学校1・2年生時には集団生活を経験してもらうことが大切ではないかということで、3年生以上を対象としています。

3月14日には学校が保護者説明会を開催予定です。

教員体制につきましては、これまで学校と連携を取りながら、西多摩郡の教員公募制度も利用して人材確保に努めてきました。特別支援教育に関する専門性のある教員配置を現在も調整して進めているところです。2学級になりますので2名の教員配置を予定しています。また、特別支援学級介助員を各学級1名ずつ配置し、個別の

指導が充実できるように計画を進めています。以上で説明を終わります。

町長

補足いたします。医療的ケア児の問題と関係してしまして、障がいを持った児童をどのように見守っていくかという一連のことと捉えていただきたいと思います。医療的ケア児は既に1名該当していますが、過去に遡って支援していかなければならないと思います。また、もう1名医療的ケア児に該当する予定です。状況に合わせて柔軟に対応していく必要があります。

障がい者の教育の面では、特別支援学級で情緒障害を持った児童をどのように教育していくかを考えなければなりません。関係機関で連携しながら、切れ目のない見守りをしていく必要があります、体制を整えているところです。

教育長

瑞穂第四小学校に開設する特別支援学級の位置づけについて小峰教育部長から説明がありました。瑞穂第四小学校の本校舎の使用していない空き教室に開設します。瑞穂第四小学校には校庭にプレハブ校舎があり、そちらでも特別支援学級は開設可能でした。ですが、校長先生とお話する機会がありまして、特別支援学級は瑞穂第四小学校の一員であり、また教員が本校舎とは別の建物でこういった教育をしているかわからない状況を避けるために本校舎での開設を決めたとお聞きしました。児童には特別支援学級は瑞穂第四小学校の一員であると説明し、また、教員には本校舎に開設することにより、瑞穂第四小学校の教育の一環として特別支援学級を開設していると認識してもらうとのことです。

## 町長

一連の説明がございましたが、ただいまの説明等に関して、質問やご意見等ございましたら、発言をお願いします。

特にないようですので、私から大地震対応についてお話しします。現地については復旧が進んでおらず、現地に向かうことはできません。復旧については1年半ほどかかるそうです。瑞穂町は倒壊した家屋の危険度判定に協力し、職員を都庁に派遣しました。今回は2200件の家屋の危険度を判定するというので、約1週間かかる想定でした。ですが、実際には3日間で完了させ、都と区市町村の職員が日頃から訓練されているということを実感しました。

次の協力依頼がきまして、内容は1チーム3人態勢で現地に向かってほしいという内容でした。現在瑞穂町で1チーム編成するという方向で調整中です。

今回の大地震の復興はこれからが本番であり、長丁場になります。阪神淡路大震災の時には先が見えるまでに約10年かかりました。東日本大震災の復興は現在も続いています。

他にみなさまからなにかありますでしょうか。

## 村上委員

先日、小中学生議会を傍聴させていただきました。子どもたちの意見が非常に洗練されたものであると感じました。意見に対する町の回答が、子どもたちが前向きな気持ちになれるような回答だったので嬉しかったです。中には以前と同じような質問があり、大人であればまたかと思ってしまうかもしれませんが、子どもたちにとってはその時に一生懸命考えてきた内容です。例えば指導する先生が今までにどのような質問があったか調べてごらんと言ってしまうのは簡単ですが、それだと子どもたちが自分で全部考えたことにはなりません。回答では、



どのようにしたら町として事業に取り組むことができるかということと一緒に考えてほしいと言っていただいて、子どもたちが未来に向けて考える気持ちになったと思います。

町長

ありがとうございます。子どもたちに嘘をつきたくないで回答するときに迷いました。現実を見てほしいという気持ちと、子どもらしさを保ってほしいという気持ちを持ちながら回答を考えました。夢のない回答と言われることがあります、子どもに夢だけ与えて現実を教えないということがよいとは思わないので、あのような回答をしました。先ほどおっしゃっていましたが、子どもが自分たちで考えていることが素晴らしかったです。子どもたちに対する回答は私が最終的に全責任を負っています。子どもたちが考えてくれたことを職員にも説明したいと考えています。これからは子どもたちの姿を見ながら大人たちが学んでいくということが大事だと思いました。素晴らしい子どもたちを育ててくださっている先生や保護者の方たちを大切にしていかなければなりません。

他になにかございますか。

日野委員

小中学校における ICT 化が進んでいるなど感じました。前回山梨の日下部小学校を訪問した時に、タブレットを使用した授業を見学しまして、小学生の文字入力が速くて非常に感動しました。タブレットを使用した学習は非常に効果がある一方で、使いこなせない子どもやコミュニケーションにおけるマイナスな面がでてきてしまう可能性もありますが、これから使い慣れていってほしいと思います。

私は現在適応指導教室で勤務してまして、不登校で学校に通えない子どもが各自のタブレットを持っている

ので、学校に掛け合っ貸出し許可がおりれば、子どもたちの学習意欲向上に繋げられるのではないかと考えています。

町長

ありがとうございます。先ほどおっしゃっていましたが、能力的に使いこなせない子どもにどう教えていくか、また保護者が使いこなせない場合もあります。どういった部分が便利でどういった部分が便利ではないということをしっかり理解したうえで使用しないと少し危険だと感じています。人間のコミュニケーションの基本は人と人との話し合いであるということをお忘れないようにしていきたいです。また、ICT化については子どもたちだけではなく、全体的に広がっています。

教育長

小中学生議会ですが、今回特にどの学校の質問もタブレット等を使用していました。現在瑞穂町の議会ではそういった機器はまだ使用していません。子どもたちは機器を使用してプレゼンテーションのようなことを活発に行っていました。学校の授業観察をするような機会がありますが、子どもたちの入力が非常に速いと感じます。技術面での使い方は身につけていますので、悪用しないというような正しい使い方については教員や大人が教えていく必要があります。

町長

最後になりますが、給食費の無償化についてです。問題となっているのは、無償化という言葉だけ先に世の中に出てしまい、給食費が無償化になると皆が思ってしまったことです。しかし、東京都が公表した詳細は、最大で給食費の半分を負担するという内容でした。半分は自治体で負担する必要があるため、どこか他の部分に割い

ているお金を削らなければなりません。1年間だけ無償というわけにはいかないでしょうから、恒久的な財源を見つけなければなりません。すべての自治体が無償化することができるかはわかりません。瑞穂町ではできる限りのことをしたいと考えています。

他に何かございますか。

関谷教育長職務代理者

先ほど高齢者福祉センターの改修工事の話がありました。私はここ2年間高齢者福祉センターで開催されている講座に参加しています。学生の教科書に掲載されている古典文学を読む講座では、瑞穂町の高齢者の方々が当時はテストがあるから嫌いだった古典が、現在では学ぶのが楽しいと言っていました。高齢者福祉センターが改修されて、そういった方々の集いの場となればいいなと思いました。

町長

高齢者福祉センター寿楽は、今回の改修によって1番最初のコンセプトにようやくたどり着きます。子どもたちと高齢者が一緒にいる場を作りたいと思った理由は、子どもたちと高齢者が同じ場にいることでよい効果以外見つからなかったイギリスの実験の結果があるからです。高齢者は子どもたちを見て元気になり、子どもたちは高齢者を見て思いやりを持つようになります。

#### 4 閉会

町長

他に無いようですので、以上をもちまして、令和5年度第2回瑞穂町総合教育会議を終了いたします。ご苦労

様でした。大変ありがとうございました。

閉会 午前10時5分